

## 京都市社会教育委員会議傍聴要項

### 1 趣旨

この要項は、京都市社会教育委員会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

### 2 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴できる人数は、原則として10名とする。ただし、会場の都合等によりその人数を制限することがある。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、会議開会予定時刻の30分前までに、傍聴人名簿に必要事項を記載し、議長に提出しなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴を許さない。
  - ア 酒気を帯びていると認められる者
  - イ 会議の妨害となると認められる器具等を携帯している者
  - ウ ア及びイのほか、議長において傍聴を不相当と認める者
- (4) 傍聴をしようとする者が、(1)に定める人数を超えるときは、抽選で傍聴人を決定する。

### 3 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴人は、次の行為をしてはならない。
  - ア みだりに傍聴席を離れること。
  - イ 私語、談話又は拍手等を行うこと。
  - ウ 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
  - エ 画像の撮影、録音等を行うこと。ただし、報道関係者等で予め議長の許可を受けたときを除く。
  - オ アからエまでのほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。
- (2) 傍聴人は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。
  - ア 会議を公開しないこととする決定があった場合
  - イ この要項に違反し、議長が退場を命じた場合
- (3) (1)及び(2)のほか、傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

### 4 その他

この要項に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が定める。

#### 傍聴人名簿

年月日	氏名	住所